

衣類の譲渡会全国連絡協議会 会則

第1条（名称）

本会は、「衣類の譲渡会全国連絡協議会」（以下本会という）と称する。

第2条（目的）

本会は、「衣類の譲渡会」設置に取り組む個人、団体、市区町村が、「衣類による家計負担軽減」の実現を図り豊かなコミュニティづくりを実現するために広域的な交流活動を行うためのネットワークをつくり、相互に連携、支援することを目的とする。

第3条（「衣類の譲渡会」の定義と機能）

「衣類の譲渡会」は、下記に掲げる機能を備え、衣類の譲渡による家計負担軽減のコミュニティづくりの拠点となり、地域と地域をつなぐ役割も担うものとする。

1. 誰でも衣類を譲渡・受け取ることができる機能（譲渡機能）
2. 「衣類の譲渡会（配布会）」についての情報を地域民に発信する機能（案内機能）
3. 配布会来場者との交流により生活のサポートをする機能（交流機能）
4. 「衣類の譲渡会」間のネットワークにより、衣類物量を調整する機能（連携機能）

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 全国の「衣類の譲渡会」の設置、運営、管理に関するルール等の設定
2. 「衣類の譲渡会」の情報の共同発信に関する事業
3. 「衣類の譲渡会」のネットワーク化推進と交流連携に関する事業
4. 「衣類の譲渡会」の設置と運営に関する人材派遣等による助言、指導
5. 「衣類の譲渡会」の発展のための調査研究
6. その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条（会員）

本会の目的に賛同し、第3条に掲げる機能を自ら実現したいと要望し「衣類の譲渡会」の開催を希望するもので、かつ入会手続きを経て登録した下記の者を会員とする。「衣類の譲渡会」開催者は、公共、民間を問わない。

1. 個人会員：法人格の有無に関わらず「衣類の譲渡会」を開催する者。
2. 団体会員：「衣類の譲渡会」を月1回以上開催する法人または任意団体
3. 市区町村会員：「衣類の譲渡会」をエリア運営する地方公共団体
4. 賛助会員：「衣類の譲渡会」を設置しないが、本会の目的に賛同し、本会の活動を支援す

る個人または団体

第6条（入会及び入会金）

1. 本会に入会しようとする者は、入会申請書により入会を申し込み、事務局長の資格審査を受けなければならない。
2. 前項の手続きを経て、付則1に定める入会金を納付した者を会員として登録し、各「衣類の譲渡会」には会員証を交付する。

第7条（年会費）

会員は、入会時に年会費を納めなければならない。途中入会でも年会費の月割りはしない、また、年会費は、「衣類の譲渡会」の設置主体、設置数により異なる。

第8条（会員及び各「衣類の譲渡会」の責務）

「衣類の譲渡会」は、全国に展開するものであり、その目的を達成し信用を維持するために、会員及び各「衣類の譲渡会」は、第3条に掲げた機能を備えるとともに、別に要綱で定めるルールを厳守しなければならない。

第9条（退会および資格の喪失）

1. 会員及び「衣類の譲渡会」が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を失う。
 1. 退会届が受理されたとき
 2. 除名されたとき
 3. 継続して2年以上、年会費を滞納したとき
 4. 設置施設の閉鎖等により設置者と連絡が取れないため、「衣類の譲渡会」の継続は不能と判断したとき
2. 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、運営会議の議決により除名することができる。
 1. 本会則に違反したとき
 2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
 3. 第3条に掲げる「衣類の譲渡会」の機能を失い、不適格と判断されたとき
3. 資格を喪失した各「衣類の譲渡会」は、速やかに会員証を返納し、「衣類の譲渡会」の名称の使用を終了するものとする。

第10条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
1. 会長：1名 2. 副会長：3名以内 3. 運営幹事：30名以内 4. 監事：2名
2. 会長、副会長、監事は、会員の中から運営幹事による選考会議で推進し、総会の承認を経て決定する。
3. 運営幹事は、地域バランスや「衣類の譲渡会」設置数等を考慮し、会長が委嘱する。

第11条（役員 of 職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 運営幹事は、正副会長とともに、会務について協議し、本会を運営する。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

第12条（顧問）

1. 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が委嘱する。
2. 顧問は、会長の求めにより本会の会議等に参加し意見を述べるができる。

第13条（役員及び顧問の任期）

1. 役員 of 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、または増員によって就任した役員 of 任期は、それぞれの前任者 of 任期 of 残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第14条（会議）

1. 本会 of 運営に関する協議を行うため総会及び運営会議を開催する。
2. 総会は、会長が第5条に掲げる会員との書面往復により下記の事項を協議し、会員 of 承認を得る。

1. 事業計画及び予算
2. 事業報告及び決算
3. 役員 of 選任
4. 会員 of 除名
5. 会則 of 改正
6. その他、本会 of 運営及び事業に関し必要な事項

3. 団体会員、市区町村会員及び「衣類 of 譲渡会」を2箇所設置する個人会員は、それぞれ

が設置する各「衣類の譲渡会」の総意を代表して総会に臨むものとする。

4. 会員は、総会協議事項に関して異議あるときは、会長が定める期間内に書面でその意思を表明する。
5. 会員から異議があった場合は、運営会議で協議し、その結果を会員に周知する。重要な事項の修正等については、必要に応じて再度承認を得る。
6. 運営会議は、総会（書面）協議事項、その他本会の運営に関する事項について協議する。
7. 運営会議は、必要に応じて会長が招集し議長となる。
8. 運営会議の決議は多数決による。

第 15 条（事務局）

1. 本会の実務を遂行するため事務局を設ける。
2. 事務局に事務局長及び庶務会計担当を置く。事務局長及び庶務会計担当は運営会議の承認を得て会長が委嘱する。
3. 事務局は、新潟県三条市田島 1-17-9「NANO BRAND合同会社」内に置く。

第 16 条（会計） 本会の会計は会費、事業収益、寄付金その他の収入をもって充てる。

第 17 条（会計年度）

会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 18 条（委任）

この会則の定めその他、会の運営に必要な事項は、運営会議で決定する。

第 19 条（解散）

本会は、総会の決議により解散することができる。解散に際しての残余財産は、総会の決議により決定する。

第 20 条（附則）

この会則は、総会の承認を得た日から施行する。

作成 2024 年 10 月 15 日